

G 7 首脳声明（2023年2月24日）

1. ロシアによるウクライナへの残酷な侵攻から1年となる節目に、必要とされる限りの我々の揺るぎないウクライナへの支持を再確認すべく、我々G7首脳は、ヴォロディミル・ゼレンスキー・ウクライナ大統領と会合を実施した。過去365日間にわたるロシアの凶悪な攻撃は、進行中の侵略の残忍さをむき出しにした。我々は、ロシアの違法で、不当で、いわれのない戦争、国連憲章の軽視、及びロシアの戦争が世界中の人々に与えている影響への無関心を非難する。我々は、ウクライナの人々の勇敢な抵抗における勇氣に敬意を表す。我々は、ウクライナに対する外交的、財政的及び軍事的支援を強化し、ロシア及びロシアによる戦争遂行を支援する者に対するコストを増加させ、世界の、とりわけ最も脆弱な人々に対する戦争の負の影響に対抗し続けることにコミットする。
2. ロシアがこの戦争を始め、ロシアはこの戦争を終わらせることができる。我々はロシアに対し、進行中の侵略を止め、国際的に認められたウクライナの領土全体から即時、完全かつ無条件に部隊を撤退させるよう要求する。過去1年間、ロシア軍は、数千人のウクライナ人を殺害し、数百万人の避難を引き起こし、子どもを含む何千人ものウクライナ人をロシアに強制的に移送した。ロシアは病院、学校、エネルギーインフラ及び重要インフラを破壊し、歴史的な都市を廃墟にした。ロシア軍から解放された地域には、集団墓地、性的暴力、拷問、及び他の残虐行為の証拠がある。我々は、ロシアの暴挙の全てを強く非難する。ロシアの攻撃を受け、ウクライナの人々はかつてないほど団結し、誇りを持ち、決意を固めている。
3. ロシアによるウクライナに対する戦争は、国家の主権、国家の領土一体性、及び人権の尊重という基本的原則に対する攻撃でもある。我々は、我々の国連憲章への支持において、引き続き団結し、断固とした態度を取っている。我々は、ロシアによるウクライナのドネツク、ルハンスク、ザポリヅジャ及びヘルソン地域の違法な併合の試みに対する明確な非難と断固とした拒絶を改めて表明する。クリミア及びセヴァストポリの場合と同様に、我々はこれらの違法な併合の試みを決して認めない。
4. 我々は、ロシアの無責任な核のレトリックは受け入れられず、ロシアによる化学兵器、生物兵器、放射性兵器又は核兵器のいかなる使用も、厳しい結果につながることを改めて表明する。我々は、核兵器の使用又はその威嚇は許されないという、ロシアを含む全てのG20メンバーによりバリにおいて達成されたコンセンサスを想起する。我々はまた、77年間に及ぶ核兵器の不使用の記録の重要性を想起する。我々は、ロシアによる新戦略兵器削減条約（新START）の履行停止の決定を深く遺憾に思う。我々は、ロシアがザポリヅジャ原子力発電所を引き続き占拠し、管理していることに対し、最も重大な懸念を表明する。この状況は、同原子力発電所の敷地からのロシアの部隊及び装備の完全な撤退によってのみ解決することができる。我々は、国際原子力機関（IAEA）の専門家の継続的な駐在及び、原子力発電所内及び周辺並びに周辺のインフラにおける全ての戦闘行為の停止を含む、ウクライナにおける原子力安全及び核セキュリティ強化のためのIAEAの取組を支持する。
5. 我々は、昨日の国連総会緊急特別会合において、国際社会の広範な支持のもとに採択

された「ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則」決議（A/ES-11/L.7）を歓迎する。我々は、引き続き外交にコミットしており、また、平和フォーミュラにおいて基本原則を示すことにより国連憲章に沿った包括的、公正かつ永続的な平和を推進するためのゼレンスキー大統領の真摯な努力を歓迎し、支持する。実行可能な戦後和平のため、我々は、関心国及び機関並びにウクライナと共に、ウクライナが自らを守り、自由で民主的な未来を確保し、将来のロシアの侵略を抑止することを支援するための持続的な安全保障や他のコミットメントに関する取決めを引き続き策定する用意がある。

6. 我々は、防空システム及び能力並びに必要な弾薬及び戦車に直近の焦点を当てるとともに、ウクライナの差し迫った軍事及び防衛装備のニーズを満たすための取組を調整することに引き続きコミットしている。
7. 昨年12月13日にパリで開催された国際会議で達成された成果を踏まえ、我々はまた、ウクライナの人々に対する追加的な人道支援、ウクライナのエネルギー部門を支えるための支援、及びウクライナ及び近隣諸国におけるメンタルヘルスを含む医療へのアクセスを確保することを含むその他の支援を提供するという我々のコミットメントを再確認する。我々は、ウクライナの改革アジェンダの推進を支援し、民間部門主導の持続可能な成長を促進し、一貫した透明で説明責任のある方法で支援を提供するために国際ドナー間の緊密な調整を確保するための、複数の機関から成るドナー調整プラットフォームの設立を歓迎する。
8. 我々は、緊急の短期的な経済的ニーズへの対応を含め、ウクライナの経済的・財政的安定の維持に向けた支援を続ける。この文脈で、我々は、我々の2023年の財政及び経済支援を390億米ドルに増額するという我々の財務大臣による進展を歓迎し、追加的なコミットメントに期待する。我々は、財務大臣に対し、2023年3月末までに野心的なプログラムを提供するためにIMF及びウクライナへの関与を続けるとともに、2023年中及びそれ以降に必要な財政支援のために、IMFなどとの協働を続けるよう求める。
9. 我々は、ロシアの侵略によって破壊されたインフラの復興を含む、ウクライナの再建の努力を支援する。このプロセスには、ウクライナの地方公共団体、市民社会、国際金融機関・組織、民間部門を含む幅広い主体を引き続き関与させていくことが不可欠である。本年6月にロンドンで開催される「ウクライナ復興会議」は、ウクライナ、国際パートナー、民間部門及び市民社会が、ウクライナの復興の機運を更に促進するための場を提供する。同時に、我々は、汚職のない社会を作ろうとするウクライナの決意を引き続き支援する。我々は、ウクライナの欧州への道に沿って、司法部門や、ウクライナの独立した汚職対策機関に権限を与えることによる法の支配の促進を含め、必要な制度構築を進めるウクライナ政府の取組を支持する。この観点から、我々は、改革アジェンダの実施を支援する上でのG7大使グループの役割に全面的に信頼を置くことを改めて表明する。
10. 我々は、違法な侵略を行うロシアの能力に更に対抗するために、G7及びパートナー国がこれまでに実施してきた前例のない協調された制裁及びその他の経済的措置を強

化するという我々のコミットメントを再確認する。我々は、今後数日から数週間のうち
に、ロシアに対する新たな協調された経済的行動を講じることを通じて、共同戦線を張
ることに引き続きコミットしている。具体的には、我々は、各々の法的権限及び手続並
びに国際法と整合的な形で、以下の新たな措置を講じる。

- (i) 我々は、我々の措置の遵守と実施を強化し、ロシアがG7の経済から得る利益を
否定するために、実施調整メカニズムの設立を通じて回避や迂回を防止し対応する
ことなどにより、既に講じた経済的措置を維持し、完全に実施し、拡大する。我々
は、これらの措置を回避するか、あるいは損なおうとしている第三国及びその他の
国際的主体に対し、ロシアの戦争への物的支援を停止するよう、そうしなければ深
刻なコストに直面することになるとして要請する。このような活動を世界中で抑止
するため、我々は、ウクライナにおけるロシアの戦争を物的に支援している第三国
の主体に対して行動を起こしている。我々はまた、ロシアの制裁回避を目的とした
ものも含め、通過又はサービスに係る禁止といった措置を更に一致させることにコ
ミットする。
- (ii) 我々は、ロシアが、自国の産業部門を発展させ、更なる国際法違反を行うために
使用することができる、先進的な材料、技術、軍事装備及び産業設備を獲得する新
たな方法を我々の管轄下において、見出すことを阻止することにコミットしている。
この目的のために、我々は、とりわけ、産業機械、工具、建設機械及びロシアがそ
の軍事機構を再建するために利用しているその他の技術を含む、軍事及び製造部門
を支える投入物にロシアがアクセスすることを阻止するための更なる措置を講じ
る。
- (iii) 我々は、輸出禁止並びに海上輸送されるロシア産原油及び石油精製品の上限価格
を含むこれまでに我々が講じてきた措置を基礎として、ロシアのエネルギー収入及
び将来的な採掘能力を制限する適切な措置を講じることにより、ロシアの違法な侵
略の資金を調達するための収入を引き続き減少させる。我々は、特に最も脆弱な
国々及び影響を受ける国々へのエネルギー安全保障上の波及効果を緩和する方法
で行動することにコミットする。
- (iv) ロシアがダイヤモンドの輸出から多額の収入を得ていることを踏まえ、我々は、
主要なパートナーと緊密に連携しながら、天然ダイヤモンドや研磨されたダイヤモ
ンドを含むロシアのダイヤモンドに関する更なる措置について共に取り組む。
- (v) 我々は、ロシアが違法な侵略を遂行する能力を更に損なうために、ロシアの金融
部門に関連する追加的な措置を講じている。我々は、不可欠な取引のための金融チ
ャネルを残すべく調整しつつ、我々の措置の迂回を防ぐために、追加的にロシア
の金融機関を対象とする。
- (vi) 我々は、戦争犯罪又は人権侵害に責任を有する者、ウクライナにおいて正当性の
ない権限を行使している者、戦争から利益を得ているその他の者に対するものを含
め、対象を絞った制裁を課し続ける。

11. 我々は、ロシアがウクライナの長期的な再建の費用を支払うようにする取組を続ける。ロシアは、戦争及びウクライナの重要インフラに対するものを含む自身のもたらした損害について、全責任を負う。我々は、ロシアが与えた損害を登録するための国際的なメカニズムの必要性を共に再確認する。我々は、我々の各々の法制度と整合的に、ウクライナの主権及び一体性の侵害に対応する紛争解決が得られるまで、我々の管轄権の下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさないようにしておくことを決意する。いかなる紛争の解決もロシアが自身のもたらした損害について支払うことを確保しなければならない。我々は、これらの目標を推進するため、ロシアの国家が有する資産を保有するG7を超えたパートナーと協力し、可能な限り広範な連合を構築する。
12. 我々は、国際法と整合的な形で、プーチン大統領と他の責任を有する者の責任を追及するという決意で結束している。我々は、国際刑事裁判所の検察官、ウクライナ検事総長及び国内法の下で管轄権を設定できるその他の各国の検察官による捜査を支持する。この観点から、我々は、ユーロジャストの支援を受けた既存の共同捜査チームと関連する、ウクライナに対する侵略犯罪の訴追のための国際センター（ICPA）を設立するための取組を探求することを支持する。
13. 我々は、世界の多くの国々がロシアの侵略戦争の余波によって深刻な影響を受けていることを非難する。ロシアによる食料の武器化は、世界的な経済的困難及び世界の食料価格の高騰を引き起こし、人々の生活費を増大させ、途上国の経済的脆弱性を更に悪化させ、既に発生している人道危機及び食料不安を世界中で悪化させている。我々は、食料関連支援を含む迅速な支援を、支援を必要とする国々及び影響を受けている人々に提供し続けるというG7の結束した意志を改めて表明し、食料及び肥料はその対象から除外されるよう確保することにより、そのような人々を予期せぬ結果から守るよう、我々の制限的な措置を設計し続ける。我々は、支援を必要とする脆弱な国々に対し、食料安全保障及び肥料の利用可能性と持続可能な使用を支援し続け、国連世界食糧計画（WFP）及び他の関連機関による関連する取組を歓迎する。我々は、EU・ウクライナの連帯レーン、ゼレンスキー大統領の「ウクライナからの穀物」イニシアティブ並びに国連及びトルコの仲介による黒海穀物イニシアティブ（BSGI）の重要性を認識する。この文脈で、我々は、BSGIが3月18日までに自動的に延長されること及びその拡大の重要性を強調する。
14. 我々はまた、トルコ及びシリアにおける恐ろしい大地震により被災した人々に、深い同情の意を表す。我々は、トルコ及びシリアの人々と連帯し、この大災害の影響に対処するための継続的な支援を約束する。人道支援は、必要とする全ての人々に、可能な限り効率的に届くことが極めて重要である。我々は、初期段階としての3か月間の国境を越えた支援の拡大を歓迎し、シリア北西部の人々の人道的ニーズが満たされ続けるべきであると強調する。我々はまた、3月にトルコ及びシリアの人々を支援するためのドナー会議を主催するEUのイニシアティブを歓迎する。
15. 何よりも、ウクライナに寄り添い、必要とする国々や人々を支援し、法の支配に基づく国際秩序を堅持することにおける、我々の連帯は決して揺らぐことはない。

(了)